

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	平成30年6月4日（月）
担当課	都市政策部まちづくり推進課
電話	0791-64-3167

報道機関 各位

## ～空き家の活用に向けて！～ 住宅金融支援機構との相互協力協定に 「空き家対策」を追加しました

年々増加する空き家の活用をさらに促進するため、平成29年度から締結している住宅金融支援機構との協力協定に「空き家対策」に係るメニューを追加しました。

これは、本市空き家バンクに登録されている一戸建ての空き家を購入し、居住用として本市空き家活用支援事業の適用を受けて改修しようとする方が、購入費用と改修費用について一体的にフラット35を利用する場合に、当初5年間、年0.25%の金利引下げを行うものです。

なお、金利引下げの適用を受けるためには、下記申請書類等をあらかじめ市へ提出し、適用要件に該当する旨の証明書の発行を受けていただく必要があります。

### 記

- 1 協定締結日 平成30年5月15日（火）
- 2 提出書類 ①フラット35子育て支援型・地域活性化型利用申請書  
②世帯全員の住民票の写し  
③売買契約書 等
- 3 その他 若者定住促進住宅取得支援事業及び転入者定住促進住宅取得支援事業の交付対象要件に該当する世帯に対する金利引下げについても、引き続き実施しています。

#### 【フラット35とは】

住宅金融支援機構が、民間金融機関と提携して実施している全期間金利固定型の住宅ローン。また、省エネルギー性、耐震性に優れた住宅を取得する場合には、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる「フラット35S」もある。